

ニセコ町教育振興基本計画

高度情報化やグローバル化、少子高齢化など社会が急激に変化する中、地域の特性を生かしたまちづくりを進め、豊かな人間性や社会性と高い倫理意識をもって自立し、協働し、未来を創造する人材を育成することが求められています。

町では、「平和で民主的な社会を築き、発展させる力を身につける教育の実現」及び「学びと出会いを広げ、豊かな人生を拓く生涯学習のまちの実現」を理念とし、今後10年間を視野に入れ、ニセコの教育に関する総合的な計画として『ニセコ町教育振興基本計画』を策定しました。

平成25年度から5年間を前期に位置づけ、「子どもの生きる力を育む」「学校の教育力を高める」「学びの気運を育む」を基本方向として9つの目標と36項目の施策に計画的かつ重点的に取り組みます。

★今後5年間の取組【9つの目標と36の施策】



《基本方向① 子どもの生きる力を育む》*****

○子どもに身につけさせたい力
社会性やコミュニケーション能力を高め、他者とともにたくましく生きる力

☆目標1 豊かな心と健やかな体の育成

■施策1 子育て支援の推進

- 子育て支援センター機能の充実
- 子育て支援のネットワークづくり
- 乳幼児健診や育児等への相談活動の充実
- 未就園児の活動や預かり保育の充実

■施策2 就学前教育の推進

- 基本的な生活習慣など生涯の基礎力の育成
- あそぶっくでの活動の促進
- 英語に親しみ外国人とのふれあいの促進
- 幼小の交流、円滑な接続と継続性の確保

■施策3 道徳教育・人権教育の推進

- 地域の歴史、文化、自然、人々とふれあう活動の推進
- 子どもの心に響く道徳教育の推進
- 共生共助に係る教育の推進、各種体験活動や交流活動、ボランティア活動の充実

■施策4 健康な体づくりの推進

- 性教育、薬物乱用防止教育の推進と指導の充実
- 学校体育及び運動部活動の充実
- スポーツに親しむ体制やスポーツ環境の充実
- 安全安心な学校保健の実現

■施策5 食育の推進

- 地産地消による学校給食の充実
- 正しい食生活の習慣化を図る教育の推進
- 食と農に係る体験型教育の推進
- 地場生産物を活用した料理教室の実施

☆目標2 生活習慣と社会性の育成

■施策6 家庭と連携したより良い生活習慣形成

- 早寝早起き朝ご飯、挨拶等の基本的生活習慣の確立
- 家庭教育の充実

■施策7 規範意識と社会性を育む教育の推進

- 学校や社会のルール、社会の一員としてのあり方を考える学習の推進

■施策8 地域と連携した福祉・社会体験学習の推進

- 社会体験の機会の拡充と福祉に係る体験学習の推進

■施策9 生き方（キャリア）教育の推進

- 勤労観、職業観を養うキャリア教育の推進
- 外部人材による特別授業の実施



■施策 10 教育相談の充実

- 子どもの心の問題解決を図るスクールカウンセラーの派遣
- 児童生徒理解、子どもと向き合う時間の確保
- 保護者との面談、授業参観、懇談会等の充実
- 保護者との相談体制の整備

■施策 11 青少年教育の推進

- 青少年教育に関わる団体活動の支援
- 青少年の非行防止への取組



☆目標 3 確かな学力の育成

■施策 12 学習意欲の向上

- 授業改善による「よく分かる授業」「集中できる授業」の推進
- 学習目標・課題を明らかにし、学習方法を定着させる多様な学習指導の推進
- TT や少人数指導、習熟度別指導、教材の工夫など多様な指導方法、形態の展開
- 家庭学習の習慣化
- ICT機器の有効活用による効率良い授業の推進

■施策 13 基礎・基本の確かな力の育成

- 全国学力学習状況調査等の結果の活用と児童生徒一人一人の課題を踏まえた教育の推進
- 放課後、長期休業中等の補充学習の推進
- 確かな学力を保證する一貫性ある小中連携の推進
- 家庭と連携した復習・予習等の定着化

■施策 14 高等学校教育の推進

- 地域に根ざした特色ある教育課程の編成、実施
- 人材育成を目指す教育内容の改善・充実
- 地域の教育資源の活用、高大連携の推進

■施策 15 特別支援教育の充実

- 個別の教育支援計画、指導計画に基づく個のニーズに応じた指導・支援の推進
- 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の確立
- 特別支援教育支援員の活動の推進
- 家庭との連携、関係機関とのネットワークづくり

■施策 16 読書活動の推進

- 一斉読書、朝読・家読運動の推進
- 利用促進に向けた学校図書環境の整備、蔵書の整備

《基本方向② 学校の教育力を高める》*****

○学校教育で目指すこと

教職員の豊かな感覚や資質能力の向上を図り、研修・研究活動の充実と教育環境の整備を推進する。

☆目標 4 学校経営の充実

■施策 17 学校マネジメントサイクルの確立

- 「ニセコ町学校評価ガイドライン」に基づく教育活動の推進、地域住民等への情報提供の推進
- 計画・実践・評価・改善のPDCAサイクルの確立と過程・結果の公表

■施策 18 開かれた学校の推進

- 個人情報に留意した学校活動等の情報提供 (HP, ラジオなど)
- 学校評議員、PTA活動の充実
- 保護者や地域への開かれた学校の推進
- 地域行事等への積極的な参加と協力

■施策 19 ふるさと教育の推進

- 地域と連携した歴史、文化、農業等の体験学習の充実
- 身近な教育資源を生かした教育の推進
- 多様な人々が協働する体制、ネットワークづくり

☆目標 5 教職員の資質能力の向上

■施策 20 教職員研修・教育研究活動の充実

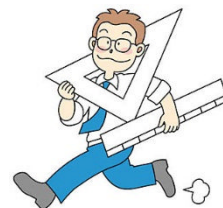
- 専門職としての資質と授業力を高める実践的研究の推進
- 教職員の自主的研究活動の促進
- 教育関係機関等の積極的活用、研究会・研修会への参加促進

■施策 21 教職員の指導力の向上

- 幼小中高教職員の交流・協働の推進
- 授業公開等、授業研究の充実
- 校長による個々の教職員の目標管理と指導の推進、資質能力の向上

■施策 22 教職員の指導体制の充実

- 校長による全教職員の授業参観、個別面談の実施
- 指導主事や関係機関等の積極的活用



☆目標 6 教育環境の充実

■施策 23 学校の ICT 化の推進

- PCやネットワーク等の設備、電子教材 学習ソフトの充実
- 児童生徒の情報活用能力の育成
- 情報モラルの涵養等、適切な情報教育の推進

■施策 24 地域による学校支援の推進

- 地域づくりを担うリーダーの養成
- 学校支援地域本部等、学校を支援する活動の促進
- 保護者や地域住民の参加によるコミュニティスクール制度についての検討

■施策 25 環境教育の推進

- 地域の特色を生かした環境教育の推進
- 環境保全など関係機関と連携した学習機会の提供
- 環境教育推進のための整備

■施策 26 子どもの地域活動への参加促進

- 児童生徒の地域活動への参加促進
- 子どものまちづくり参加の充実

■施策 27 防犯・交通安全・防災意識の向上

- 防犯教室の開催、防犯指導の徹底
- 街頭啓発、交通安全教室等の開催
- 通学路の安全対策の促進
- 想定被害を考慮した防災教室、避難訓練の実施
- 学校安全計画、危機管理マニュアルの徹底と見直し
- 地域の見守り活動の促進
- いじめ、不登校等の早期発見、早期対応
- 幼小中高の連携による問題の未然防止

■施策 28 教育委員会運営の充実

- 教育委員会活動の積極的な情報発信
- 教育現場のニーズや課題等への適切な対応
- 教育委員、事務局職員の資質能力の向上
- 教育委員会事務の点検評価及び教育行政の改善・充実

《基本方向③ 学びの気運を育む》*****

○地域全体で目指すこと

社会教育とスポーツの振興、文化・芸術活動の活発化を図り、町民全体で協力し、学びの場や機会をつくり、生涯学習社会の実現を目指す。

☆目標 7 生涯学習・スポーツの充実

■施策 29 生涯学習機会の充実

- 町民の学習ニーズの把握、リーダーの養成
- 学習情報と相談機能の充実
- 関係機関と連携した学習機会の提供
- 生涯各期の学習活動の促進
- 学習成果活用の場の充実

■施策 30 生涯学習施設の充実

- 公民館機能をもつ町民センターなど生涯学習施設の活用促進
- スポーツ施設の整備

■施策 31 生涯スポーツの活動の推進

- 地域スポーツ活動の促進
- スポーツ指導者やリーダーの育成
- 各種スポーツ大会の充実、レクリエーション的スポーツの普及などスポーツ活動の裾野の拡大



☆目標8 文化・芸術の振興

■施策32 文化財の保護とふるさと意識の醸成

- 各種文化財の調査・保護・活用
- 地域に根ざした民族文化財の継承と育成
- 地域の自然、歴史、文化、産業等に関する体験学習の推進
- 学校におけるふるさと教育、産業教育、環境教育の充実

■施策33 文化・芸術にふれる機会の拡充

- 文化・芸術に係る講座等の充実
- 文化・芸術団体の育成と活動の支援、文化イベントの充実
- 優れた文化・芸術を鑑賞する機会の拡充、体験機会の提供
- あそぶっくの利用促進、計画的な蔵書整備
- 学校図書館との連携による読書活動の充実

■施策34 文化・芸術施設の充実

- 有島武郎の人、作品、思想の継承
- 有島記念館の今後の運営のあり方の追究
- 企画展や講演事業、音楽コンサートなど芸術鑑賞機会の提供と充実
- 若手アーティストへの支援
- 有島記念館及び記念公園の整備、自然環境と農村景観の保全に配慮した周辺整備

☆目標9 異文化共生の推進

■施策35 国際理解教育の推進

- 国際理解、異文化理解教育の充実
- 大人を対象とした国際理解、異文化理解学習の推進
- A L Tによる外国語指導の充実
- 発達段階を踏まえた小学校外国語教育の充実
- インターナショナルスクールとの交流促進

■施策36 国内外交流事業の促進

- 学校間交流、世代間交流など多様な交流活動の促進
- 地域の国際化、海外への情報発信の充実
- ニセコ町国際交流推進協議会の活動支援、町民の主体的活動の促進

計画の策定について

1 計画策定の趣旨及び対象期間

- ◇ ニセコ町の教育の充実を目指し、家庭・学校・地域と協働しながら具体的な施策を計画的に推進する。
- ◇ 今後10年間を見通し、教育理念、基本的方向、今後5年間(25～29年度)の目標と取り組むべき具体的施策(9つの目標・36項目の施策)を示す。

2 計画策定の位置づけ

- ◇ 教育基本法第17条第2項の規定に基づくニセコ町初の教育の総合的中期計画である。
- ◇ 国の「教育振興基本計画」、道の「北海道教育推進計画」と関連し、「第5次ニセコ町総合計画」を踏まえた教育に関連する基本的な計画である。

計画の進行管理

「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価」

教育行政執行方針

外部の有識者を含む検討組織を設置

進捗状況の点検・評価

年次毎方針・具体施策

- ◆ 前期計画(25～29年度)に目指す具体的な施策及び内容により数値指標を定め、年次毎にその達成に向けて取り組む。取組の進捗状況や結果について外部の有識者を含む検討組織(外部評価委員会)によって点検・評価を受け、その意見等を踏まえ翌年度の改善につなげていく。

ニセコ町教育委員会 〒048-1501 虻田郡ニセコ町富士見55番地
TEL(0136)44-2101 E-mail: kyouiku@town.niseko.lg.jp (学校教育課)

平成25年4月発行